

令和3年度 大江町結婚新生活支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、低所得者が婚姻により新生活を始めるための費用を支援することで、結婚に伴う経済的不安を解消し、結婚の希望を叶えると共に、地域における少子化対策の強化に資することを目的に交付する大江町結婚新生活支援事業費補助金(以下「補助金」という。)について、大江町補助金等の適正化に関する規則(昭和56年3月23日規則第3号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号のとおりとする。

- (1)新婚世帯 令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦をいう。
- (2)住居費 婚姻に伴い住居を取得する費用又は住宅物件の賃借に係る賃料、敷金、礼金(保証金などこれに類する費用を含む。)、共益費及び仲介手数料をいう。
- (3)引越費用 引越し業者又は運送業者への支払いに係る実費をいう。

(補助対象世帯)

第3条 補助金の交付を受けることができる新婚世帯は、次の各号のいずれにも該当する世帯とする。

- (1)新婚世帯の夫婦共に婚姻日における年齢が45歳以下である者。
- (2)対象となる住宅が大江町内にあること。
- (3)申請時に夫婦又は夫婦のいずれかの住民票の住所が、前号の住宅の住所になっていること。
- (4)夫婦いずれにも町税の滞納実績がないこと。
- (5)他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと。
- (6)過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けていないこと。

(補助金の額等)

第4条 補助金の対象となる経費(消費税及び地方消費税を含む。)は、住居費(令和3年1月1日から令和4年3月31日までの間に支払った費用に限り、夫婦又は夫婦のいずれかが勤務先から住宅手当の支給を受けている場合は当該手当の合計を控除した後の金額。以下同じ。)及び引越費用(令和3年1月1日から令和4年3月31日までの間に行われた引越に限る。以下同じ。)の合算額とし、1世帯あたり30万円を上限とし、予算の範囲内で交付する。ただし、住居費は、補助金の申請日において

現に居住している住宅に係る経費に限る。また、地域優良賃貸住宅の家賃低廉化に係る国の支援対象となる部分については補助対象外とする。

- 2 前項の規定する補助金の額に、1,000 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- 3 補助金の対象となる期間は、令和 3 年 1 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までとする。
- 4 前項の規定にかかわらず、前条に規定する補助対象世帯に該当しなくなった場合は、当該事由が発生した日の属する月までとする。

(交付申請)

第 5 条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、大江町結婚新生活支援事業費補助金交付申請書（第 1 号様式）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1)戸籍謄本（全部事項証明）

(2)所得証明書（申請日時点における直近の夫婦の所得証明書に限る）

(3)納税証明書（申請日時点における直近の夫婦の納税証明書に限る）

(4)貸与型奨学金の年間返済額が確認できるもの（貸与型奨学金の返済を現に行っている場合）

(5)住居の売買契約書又は工事請負契約書の写し（住居費における住宅取得の場合）

(6)住居の賃貸借契約書の写し（住居費における賃貸借の場合）

(7)住宅（住居）手当支給証明書（第 2 号様式）（住居費における賃貸借の場合）

(8)引越しに係る領収証（引越費用）

(9)収入等現況証明書（第 3 号様式）（婚姻を機に夫婦の双方又は一方が転職した場合）

(10)無職・無収入申立書（第 4 号様式）（婚姻を機に夫婦の双方又は一方が離職した場合）

(11)前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

- 2 町長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、交付することが適当であると認めるときは、申請者に通知するものとする。

(申請事項の変更及び承認)

第 6 条 前条第 2 項により交付の決定の通知を受けた者（以下「交付対象者」という。）

は、その申請事項について変更が生じた場合は、速やかに大江町結婚新生活支援事業費補助金変更交付申請書（第 5 号様式）に、前条第 1 項各号に掲げる書類のうち、当該変更に係る書類を添えて町長に提出し、承認を受けなければならない。

- 2 町長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、交付することが適当であると認められるときは、申請者に通知するものとする。

(補助事業等実績報告書の省略)

第 7 条 規則第 14 条に規定する補助事業等実績報告書の提出は省略するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第 8 条 交付対象者は、第 5 条第 2 項又は第 6 条第 2 項により決定通知を受けた場合は、速やかに大江町結婚新生活支援事業費補助金交付請求書（第 6 号様式）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による請求の内容が適当であると認めたときは、交付対象者に補助金を交付するものとする。

(補助金の返還等)

第 9 条 町長は、交付対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1)偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2)補助金の交付決定に付した条件に違反する行為があったとき。

(3)その他町長が補助金の交付の決定を取り消すべき事由があると認めたとき。

2 前項の規定により、補助金の交付決定を取り消された交付対象者が、既に補助金の交付を受けているときは、町長の請求に応じ、当該補助金を返還しなければならない。

(報告等)

第 10 条 町長は、補助金の交付前又は交付後にかかわらず、必要があると認めたときは、交付対象者に対して、報告又は書類の提出（以下「報告等」という。）を求めることができる。

2 交付対象者は、前項の報告等を求められたときは、速やかに応じなければならない。

(委任)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。